

伊予市第三セクター等 経営改革プラン



平成22年3月

伊 予 市

目 次

1 趣 旨	1
2 対象法人	2
3 計画期間	2
4 策定過程	2
5 改善内容	3
(1) 個別方針	3
● 伊予市土地開発公社	3
● 有限会社 栗の里なかやま	6
● 株式会社 プロシーズ	9
● 有限会社 シーサイドふたみ	12
● 株式会社 まちづくり郡中	15
(内 容)	
① 概 要	
② 経 緯	
③ 改善方針	
④ 改善計画	
⑤ 進行管理	
(2) 今後の方針	18

1 趣 旨

第三セクター等とは、行政が持つ公共性と信用力を確保しながら、民間企業が有している効率性と機動性を活用し、設立当初において採算性の確保が難しい分野や行政の直接的な対応が困難な事業について、その長所を生かした事業展開が行えることへの期待から、行政に代わって実施することを目的に設立された法人であります。

本市においても昭和48年に設立した土地開発公社を始めとして、現在、株式会社や有限会社など5法人の第三セクター等があり、それぞれの事業を通して、これまで行政サービスの維持・向上、産業の振興など広範な分野において、極めて重要かつ多様な役割を担ってまいりました。

しかしながら、長引く景気の低迷や少子高齢化の進展、人口減少時代の到来など、社会経済情勢の急激な変化を背景に、本市と第三セクター等を取り巻く状況も大きく変わり、その経営には多くの課題を有している状況にあると言えます。

そのような中、平成15年に「地方自治法」の改正が行われ、これまで多くの第三セクターが管理受託をしてきた公の施設の管理運営が指定管理者制度に移行されたことから、企業やNPOなどの民間事業者の参入が可能となり、その管理運営を主な収入源としてきた第三セクターは、経営体質を強化する必要に迫られています。

そこで本市は、平成18年7月に「外郭団体の経営に関する指針」を策定し、第三セクターへの財政的自立に向けた対応に努めてまいりましたが、経営ヒアリングや経営診断に専門的知識を有する必要などから、指針に示した計画フローの通りには進行しない状況にありました。

また、平成21年4月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行により、平成19年度決算から健全化判断比率の公表が義務付けられ、債務保証等を行っている第三セクター等の負債を含む将来負担率も、その一つの指標とされることになりました。

こうした事情から、国が示した「第三セクター等の抜本的改革等の推進に関する指針」に基づき、「伊予市第三セクター等経営改革検討委員会」を設置し、第三者的立場の専門家等の分析による検証を行い、本年11月に「伊予市第三セクター等に関する経営改革について」と題する答申をいただきました。

本市は、この答申内容を踏まえ、将来の経済・財政環境の変化に耐えうる持続可能な行政体の実現に向け、第三セクター等の抜本的改革を先送りすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減、堅実な法人運営を確立するための「改革プラン」を取りまとめることといたしました。

この「伊予市第三セクター等経営改革プラン」は、第三セクター等に関する改善方針を明らかにし、今後、この改善計画に基づき各法人の効率的な運営や安定的な経営を目指しながら、一法人としての自立的な経営を促進することを目的に策定したものであります。

2 対象法人

このプランは、伊予市が出資している第三セクター等を対象とし、市長が予算の執行の適正を期すための調査等の対象とされている次の法人としています。

(1) 地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人 … **地方公社**

(2) 地方公共団体が資本金、資本金その他これらに準ずるものの1/2以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社 … **第三セクター**

区 分	法 人 名	資本金総額	市の出資額	出資割合
地方公社	伊予市土地開発公社	5,000 千円	5,000 千円	100.00%
第三セクター	有限会社 栗の里なかやま	70,000 千円	52,700 千円	75.29%
	株式会社 プロシーズ	95,000 千円	70,000 千円	73.68%
	有限会社 シーサイドふたみ	20,000 千円	12,500 千円	62.50%
	株式会社 まちづくり郡中	40,000 千円	20,000 千円	50.00%

3 計画期間

計画の推進については、一定の期間を要することから、地方公共団体財政健全化法が平成21年度から全面施行されたこと、国の指針において5年間で抜本的改革を集中的に行うとされていることを鑑み、平成21年度から平成25年度までを計画期間としています。

4 策定過程

この計画を策定するに当たり、市では経営や法律等に専門的な知識を有する委員で組織される「伊予市第三セクター等経営改革検討委員会」を設置し、対象法人ごとに実施した個別ヒアリングなどから、事業そのものの意義・採算性・事業手法の選択等について可能な限り広範かつ客観的な検討に基づく答申を受けました。

この委員会から受けた答申「第三セクター等に関する経営改革について」をもとに、各所管部門において法人の現状や課題等の更なる把握に努め、より実効性のある計画とするための具体的措置を協議・検討したうえで、市の最高決定機関である経営者会議において市の方針と照らし合わせ、最終的には費用対効果と社会情勢の変化に対応する、存廃を含めた抜本的な改革を促す改善方針・改善計画を策定しました。

5 改善内容

(1) 個別方針

● 伊予市土地開発公社

① 概要〔平成20年度〕

- 所在地 伊予市米湊820番地
- 設立年月日 昭和48年6月11日
- 所管部課 総務部企画財務課
- 資本金・出資金の状況

(単位：円)

出資者	出資額	出資比率
伊予市	5,000,000	100%
合 計	5,000,000	

○ 役員・職員の状況

(単位：人)

常勤役員		非常勤役員		常勤職員		非常勤職員	
市職員等		市職員等	7	市職員等		市職員等	5
		市議会議員	4				
正規職員				正規職員	1	正規職員	
民間法人等		民間法人等		民間法人等			
その他		その他		その他		その他	
計		計	11	計	1	計	5
合 計							17

○ 市職員等の役員就任状況

法人の役職	市の役職名	備 考
理事長	市長	非常勤
常務理事	副市長	非常勤
理事	総務部長	非常勤
〃	産業建設部長	非常勤
〃	企画財務課長(公社事務局長兼務)	非常勤
監事	監査委員	非常勤
〃	会計管理者	非常勤

○ 事業内容

目 的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域に秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
業 務	1 次の業務を行う。 (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。 イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地 ハ 公営企業の用に供する土地 ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 ホ 観光施設事業の用に供する土地 ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地 (2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2) 国・地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

○ 市の財政支出

補助金・負担金	円（収入に占める割合　％）
委託料	円（収入に占める割合　％）
使用・賃借料	円
損失補償等	円
債務負担行為	円
長期借入金	260,000,000 円
短期借入金	円

② 経緯

伊予市土地開発公社は、30年余りにわたって主に土地の先行取得の役目を担うことで、伊予市のまちづくりに大きな貢献をしてまいりました。

しかし、今後、地価の上昇も望めず先行取得の意義も薄れる中、土地の長期保有に起因する経営悪化と市の財政状況の悪化から、公社の存続も含めての見直しを行う時期にきています。

③ 改善方針

今後、土地価格の上昇が見込めない中、土地の先行取得の意義が薄れ、具体的な取得計画や造成計画もない状況であるため、現在、所有している土地の売却を進める努力を行い、平成23年度までに解散し清算を行うこととします。

④ 改善計画

項 目		H21	H22	H23	H24	H25
財務状況等の公表		●→				
具体的 措 置	市のホームページ等を利用して公表	◆→				
保有土地の利子・管理費の縮減		●→				
具体的 措 置	自己資本保有土地の売却処分で生じた資金を借入金償還財源に充当	◆→				
	市の土地開発基金を借用し金利を抑制	◆→				
保有土地の暫定利用・売却促進		●→				
具体的 措 置	資材置き場等に有償貸与	◆→				
	(社)愛媛県宅地建物取引業協会との連携	◆→				
	広報紙・新聞折込等への広告掲載	◆→				
保有土地の民間への売却又は市への売却		●→				
具体的 措 置	米湊大角蔵用地の民間売却	◆→				
	尾崎天神下用地の民間（市）売却	◆→				
	門前用地を市の普通財産として処分	◆→				
公社の解散			●→			
具体的 措 置	解散手続き（議会へ議案上程・県へ解散認可申請）		◆→			
	清算手続き（清算人就任登記・議会へ決算報告・解散公告）			◆→		

⑤ 進行管理

総務部企画財務課を中心に、関係部局等との調整を行いながら進行管理をします。

● 有限会社 栗の里なかやま

① 概 要〔平成 20 年度〕

- 所 在 地 伊予市中山町中山丑 1 7 3 番地 2
- 設立年月日 平成 1 6 年 8 月 1 日
- 所 管 部 課 産業建設部産業経済課
- 資本金・出資金の状況

(単位：円)

出資者	出資額	出資比率
伊予市	52,700,000	75.29%
J A えひめ中央	3,100,000	4.43%
伊予森林組合	1,100,000	1.57%
個人株主	13,100,000	18.71%
合 計	70,000,000	

○ 役員・職員の状況

〔平成 21 年度〕(単位：人)

常勤役員		非常勤役員		常勤職員		非常勤職員	
市職員等		市職員等	2	市職員等		市職員等	
		市議会議員					
正規職員				正規職員	11	正規職員	20
民間法人等		民間法人等	2	民間法人等			
その他		その他	9	その他		その他	
計		計	13	計	11	計	20
合 計							44

○ 市職員等の役員就任状況

法人の役職	市の役職名	備 考
取締役	市長	非常勤
〃	副市長	非常勤

○ 事業内容

業 務	次の事業を営む。 1 農林産物を活用した商品の製作及び加工並びに農業体験機会の提供 2 農林産物を活用した特産品の研究開発並びに展示宣伝及び販売 3 特産品の普及宣伝 4 農林産物生産者及び商業者等に対する特産品開発に係わる啓発及びこれに関する産業の振興 5 観光サービス及びイベント事業の企画、運営 6 町交流促進センター等公共施設の管理運営及び受託管理に関する業務 7 労働者派遣事業 8 前各号に附帯する一切の業務
-----	--

○ 市の財政支出

補助金・負担金	円（収入に占める割合 %）
委託料	3,551,000 円（収入に占める割合 1.3%）
使用・賃借料	円
損失補償等	円
債務負担行為	円
長期借入金	円
短期借入金	円

② 経 緯

栗の里なかやまは、農林産物を活用した商品の製作及び加工・農業体験機会の提供等を目的として昭和61年に有限会社中山町特産品センターとして設立されて以来、特産品センターの管理運営を行ってまいりました。

現在は、特産品センター・クラフトの里・トイレ施設の指定管理者として、地元と一体となった運営を行いながら、20数年の歴史の中で多くの成果を納めています。

近年、来場者の減少と地元農作物の確保が困難になりつつあることから、設立当初の目的はひとまず達成されたと考えられ、更に、管理運営する施設の変更などにより売上も大幅に減少し、施設そのものの役割・機能も不明確になってきています。

③ 改善方針

クラフトの里と特産品センターについては、一体化して効率的な運営を図ることとし、当面は民営化に向けた準備を行ない、市の地域活性化の目的に沿った事業が継続されるよう条件を整え、平成24年度を目処に民営化を行うこととします。

④ 改善計画

項 目		H21	H22	H23	H24	H25
財務状況等の公表		●→			→	
具体的 措 置	会社及び市のホームページ等を利用して公表	◆→			→	
組織のあり方の検討		●→				
具体的 措 置	会社と産直市の責任の明確化	◆→				
	組織改革等による経営改善	◆→				
類似施設の一体化		●→				
具体的 措 置	類似施設の統合に向けた協議	◆→				
	ふるさと市としあわせ市の店舗統合	◆→				
	特産品センターとクラフトの里の施設及び業務統合	◆→				
民営化に向けた条件整備			●→			
具体的 措 置	統合後の運営及び施設整備		◆→			
	累積赤字を解消し民営化への移行準備			◆→		
	施設の貸与又は譲渡に関する協議			◆→		
完全民営化					●→	
具体的 措 置	取締役会及び役員会による検討・協議				◆→	
	民営化に向けた最終調整				◆→	
	市出資金の引き上げ又は株式転売				◆→	

⑤ 進行管理

産業建設部産業経済課を中心に、関係部局等との調整を行いながら進行管理を行います。

● 株式会社 プロシーズ

① 概 要〔平成 20 年度〕

- 所 在 地 伊予市中山町出淵 2 番耕地 6 1 2 番地 3
- 設立年月日 平成 6 年 5 月 1 2 日
- 所 管 部 課 産業建設部産業経済課
- 資本金・出資金の状況

(単位：円)

出資者	出資額	出資比率
伊予市	70,000,000	73.68%
伊予森林組合	6,000,000	6.32%
J A えひめ中央	5,000,000	5.26%
個人株主	14,000,000	14.74%
合 計	95,000,000	

○ 役員・職員の状況

(単位：人)

常勤役員		非常勤役員		常勤職員		非常勤職員	
市職員等		市職員等	2	市職員等		市職員等	
		市議会議員					
正規職員	1			正規職員	12	正規職員	
民間法人等		民間法人等	6	民間法人等			
その他		その他	2	その他		その他	
計	1	計	10	計	12	計	
合 計							23

○ 市職員等の役員就任状況

法人の役職名	市の役職名	備 考
取締役副社長	市長	非常勤
常務取締役	副市長	非常勤

○ 事業内容

業 務	次の事業を営む。 1 森林の保全に関する業務 2 林産物の生産、加工、販売に関する業務 3 農林業基盤整備に関する業務 4 農作業の受託に関する業務 5 農林業振興関連施設の受託管理に関する業務 6 その他前各号に付帯する一切の業務
-----	--

○ 市の財政支出

補助金・負担金	円（収入に占める割合　％）
委託料	1,553,620 円（収入に占める割合 1.3％）
使用・賃借料	円
損失補償等	円
債務負担行為	円
長期借入金	円
短期借入金	円

② 経 緯

プロシーズは、農林業の近代化と総合産業化、森林及び農地保全の体制確立、若者定住・地域の担い手確保を目的に設立されました。

林業分野に限らず農業関係にも取り組んでいるが、厳しい時代背景により農業部門はかなりの赤字経営となっており、林業部門でカバーしているのが現状です。

設立時から順次新規採用を行い５年後に２５人体制とする予定でいたが、初年度の赤字と人員の無駄から１５人程度が最適数と判断し、現在１３人体制で３年連続１億円以上の売り上げを達成しています。

③ 改善方針

事業の内容から第三セクターである必要性はないと判断するが、出資金を一度に引き揚げることは経営上困難なため、徐々に市の保有株の転売や資本減資を行いながら、森林組合とより密な協力関係を築きつつ、平成２４年度を目処に民営化を行うこととします。

④ 改善計画

項 目		H21	H22	H23	H24	H25
財務状況等の公表		●→				
具体的 措 置	会社及び市のホームページ等を利用して公表	●→				
組織のあり方の検討		●→				
具体的 措 置	管理職・従業員の人材育成	↔				
	組織改革を検討し方針を決定	●→				
	組織体制等を整備し経営改革の促進	●→				
関係機関（森林組合）との協議			●→			
具体的 措 置	組織強化に向けた関係他団体との連携協議		●→			
中期経営・事業計画の策定			●→			
具体的 措 置	中・長期計画の策定		●→			
完全民営化				●→		
具体的 措 置	取締役会及び役員会による検討・協議			●→		
	民営化に向けた最終調整			●→		
	市出資金の引き上げ又は株式転売				↔	

⑤ 進行管理

産業建設部産業経済課を中心に、関係部局等との調整を行いながら進行管理を行います。

● 有限会社 シーサイドふたみ

① 概 要〔平成20年度〕

- 所 在 地 伊予市双海町高岸2326番地
- 設立年月日 平成7年1月30日
- 所 管 部 課 産業建設部産業経済課
- 資本金・出資金の状況

(単位：円)

出資者	出資額	出資比率
伊予市	12,500,000	62.50%
J A えひめ中央	2,000,000	10.00%
上灘園芸管理組合	2,000,000	10.00%
上灘漁業協同組合	1,000,000	5.00%
下灘漁業協同組合	1,000,000	5.00%
伊予森林組合	500,000	2.50%
双海町商工会	1,000,000	5.00%
合 計	20,000,000	

○ 役員・職員の状況

(単位：人)

常勤役員		非常勤役員		常勤職員		非常勤職員	
市職員等		市職員等	3	市職員等		市職員等	
		市議会議員					
正規職員				正規職員	2	正規職員	5
民間法人等		民間法人等	6	民間法人等			
その他		その他	2	その他		その他	
計		計	11	計	2	計	5
合 計							18

○ 市職員等の役員就任状況

法人の役職	市の役職名	備 考
取締役	市長	非常勤
〃	副市長	非常勤
監査役	監査委員	非常勤

○ 事業内容

業 務	次の事業を営む。
	1 農林水産物を活用した双海町の特産物の研究開発
	2 特産物の普及宣伝及び販売
	3 農林水産物生産者及び商工業者に対する特産品新興に係る啓蒙及びこれ等の産業の振興
	4 観光事業の調査企画及び推進
	5 観光物産品、民芸品の生産、加工販売事業
	6 宅配、日曜市、各種イベントの企画、運営及び業務の請負
	7 夕日のミュージアム及び施設の管理運営
	8 前各号に付帯関連する一切の事業

○ 市の財政支出

補助金・負担金	円（収入に占める割合 %）
委託料	5,118,000 円（収入に占める割合 6.1%）
使用・賃借料	円
損失補償等	円
債務負担行為	円
長期借入金	円
短期借入金	円

② 経 緯

シーサイドふたみは、平成7年のふたみシーサイド公園のオープンに伴い、農林水産物を活用した特産物の研究開発、観光物産品・民芸品の生産・加工販売事業、施設の管理運営等を行うことを目的に設立されました。

これらの管理施設は、地域の憩いの場所・公園であることから、観光協会と協力しながら地域活性化の拠点として観光イベントの実施・情報発信・特産品開発等の事業推進を行ってきましたが、今後、季節・天候依存型の経営から脱却することが求められています。

③ 改善方針

今後、永続的に第三セクターであり続ける必要性は見出せないため、当面は経営改革に取り組みつつ収支の改善を図り、全国的なブランド力を活かし地域活性化に努めながら、平成26年度以降の民営化を目指すこととします。

④ 改善計画

項 目		H21	H22	H23	H24	H25
財務状況等の公表		●	→	→	→	→
具体的 措 置	会社及び市のホームページ等を利用して公表	●	→	→	→	→
組織のあり方の検討		●	→			
具体的 措 置	執行体制を見直し組織を整備	●	→			
中期経営・事業計画の策定		●	→	→		
具体的 措 置	中・長期経営改革計画の策定	●	→	→		

⑤ 進行管理

産業建設部産業経済課を中心に、関係部局等との調整を行いながら進行管理を行います。

● 株式会社 まちづくり郡中

① 概 要〔平成20年度〕

- 所 在 地 伊予市米湊827番地4
- 設立年月日 平成13年8月29日
- 所 管 部 課 産業建設部産業経済課
- 資本金・出資金の状況

(単位：円)

出資者	出資額	出資比率
伊予市	20,000,000	50.00%
伊予商工会議所	3,500,000	8.75%
ヤマキ株式会社	3,000,000	7.50%
泉建設株式会社	1,250,000	3.13%
伊予市商業協同組合	1,000,000	2.50%
株式会社オカベ	1,000,000	2.50%
マルトモ株式会社	1,000,000	2.50%
個人株主	9,250,000	23.12%
合 計	40,000,000	

○ 役員・職員の状況

(単位：人)

常勤役員		非常勤役員		常勤職員		非常勤職員	
市職員等		市職員等	7	市職員等		市職員等	
		市議会議員					
正規職員				正規職員	2	正規職員	16
民間法人等		民間法人等		民間法人等			
その他		その他	9	その他		その他	
計		計	16	計	2	計	16
合 計							34

○ 市職員等の役員就任状況

法人の役職名	市の役職名	備 考
副社長取締役	市長	非常勤
常務取締役	副市長	非常勤
取締役	総務部長	非常勤
〃	産業建設部長	非常勤
〃	産業建設部産業経済課長	非常勤
監査役	監査委員	非常勤
〃	行政監理監	非常勤

○ 事業内容

業 務	次の業務を営む。
	1 共同店舗、集合店舗等、商業施設の企画・建設及び管理・運営
	2 駐車場、会場施設、コミュニティーホール等の商業基盤施設の企画、施設及び管理、運営
	3 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律による指定を受けた中心市街地の町並み整備協定に基づく店舗等の建て替え、改修の受託、委託及びコンサルタント業務
	4 商業等の振興を図るための経営、技術、財産等の指導及び情報の提供業務
	5 商店街、商店の販売促進のための共同事業に関する企画、調査、設計、運営及び業務の受託
	6 市場調査、広告及び宣伝業務
	7 各種イベントの企画、運営
	8 情報処理サービス並びに情報提供サービス
	9 タウン情報誌(紙)、印刷物の企画、製作及び出版並びに販売業務
	10 土地・建物の有効利用に関する企画・調査・設計及びコンサルタント業務
	11 不動産の売買、交換、賃貸及びその仲介並びに管理業務
	12 食糧(料)品及びその加工、調理品の販売
	13 酒類、タバコの販売
	14 民芸品、工芸品、清涼飲料水、菓子、小売食品、惣菜の製造販売
	15 食糧(料)品、日用雑貨品の買物代行、宅配サービス業務
	16 コミュニティーバスの運行
	17 飲食店、喫茶店の経営
	18 買物スタンプの発行及び回収業務
	19 地域ボランティア活動を推進し地域コミュニティーを再構築するため、奉仕活動への謝礼として交付され、地域でこれに協賛する者の間でのみ流通する証書の発行及び管理
	20 電動椅子、乳母車、自動車等のレンタル事業
	21 共通駐車サービス券の発行及びその事業の運営
	22 清掃業
	23 地域産業と連携した商品の企画、立案並びに販売及びその斡旋
	24 街の利便性を高め、新たな魅力を付加できる都市型ビジネスの企画、運営
	25 前各号に付帯する一切の業務

○ 市の財政支出

補助金・負担金	円(収入に占める割合 %)
委託料	7,333,334 円(収入に占める割合 14.0%)
使用・賃借料	円
損失補償等	円
債務負担行為	円
長期借入金	円
短期借入金	円

② 経 緯

まちづくり郡中は、伊予市中心市街地の活性化による活力ある地域社会の創造を目指して、平成13年に設立されました。

「町家」の指定管理者となり5年が経過した。収益事業でもある「町家事業」もレジ通過客数・総売上高ともに順調に上昇し、平成19事業年度決算から黒字転換が図られ、21事業年度決算でこれまでの処分損失も黒字に転換する見通しとなっています。

今後はさらに商店街等との連携を深めるとともに、より多くの市民の参加を得て、「まちづくり」の視点で中心市街地の活性化・にぎわい回復のための事業展開を行うこととしています。

③ 改善方針

経営努力が実り黒字化の目処がたっているが、利益を追求する民間会社となると、まちづくりに関する事業は相容れないため、民営化よりも第三セクター方式の良さを活かしつつ、中心市街地の活性化に取り組むこととする。

ただし、市関係者の役員就任については最小限度に止めることとし、早期の見直しを行うこととします。

④ 改善計画

項 目		H21	H22	H23	H24	H25
財務状況等の公表		●	→	→	→	→
具体的 措 置	会社及び市のホームページ等を利用して公表	●	→	→	→	→
中期経営・事業計画の策定		●	→	→	→	→
具体的 措 置	経営状況等を精査した中期経営計画の策定	●	→	→	→	→
	中心市街地活性化に関する具体的体制及び支援体制の整備	●	→	→	→	→
役員等経営体制の見直し		●	→	→	→	→
具体的 措 置	役員就任のあり方を含めた経営体制の改善	●	→	→	→	→

⑤ 進行管理

産業建設部産業経済課を中心に、関係部局等との調整を行いながら進行管理を行います。

(2) 今後の方針

- ① 抜本的処理策の必要性の検討及び所要の対応を行った結果においても、なお引き続き第三セクターの形態による経営を継続する法人については、以下の方策をとることとします。

○ 定期点検

把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行い、評価に当たっては、専門的見地を有する委員会を設置することとし、「外郭団体の経営に関する指針」に沿って行います。

また、この点検評価に先立って、第三セクター自らが経営状況の分析を行うよう指導します。

○ 情報公開

市は、法人の経営状況について、インターネット等を活用し、市民に分かりやすく公開するよう積極的に努め、情報公開制度に基づき市民等の要請に応じて情報提供を行います。

また、第三セクターに関する情報公開様式を別記1のとおり示します。

○ 運営体制

役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めることを適当として、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう助言します。

また、当該法人の事業内容あるいは他の出資者との関係で、市長等が役員に就任する場合は、当該法人の自立化を促進する観点から必要最小限の人数として、当該法人を直接に指導監督する立場にある職員の役員就任を極力避けます。

- ② 抜本的処理策の必要性の検討及び所要の対応を行った結果、事業の整理（売却・解散）又は再生が最善の選択（手法）であると考えられる法人については、以下の方策をとることとします。

○ 雇用問題

法人の廃止に伴う従業員等の雇用問題については、市は法人の従業員等と直接的雇用関係を結んでいないことから、法人自らが労働基準法等の関連法令を遵守し対応することを原則としますが、所管部課は関係部課と協力して、解雇となる従業員等の再就職支援に際して、十分な配慮を行います。

1. 作成基準日及び所管部課

作成年月日	所管部課名
-------	-------

2. 第三セクター名等

法人名	
所在地	〒
設立年月日	ホームページアドレス

3. 資本金

千円	市(出資額)	千円	出資等割合	(%)
----	--------	----	-------	-----

4. 事業内容

目的	
業務	

5. 財務状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度
	純資産			
	負債			
	(うち有利子負債)	()	()	()
	純資産			
	利益剰余金			

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度
	総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)			
	(うち市からの補助金・委託金)	()	()	()
	経常損益			
	当期損益			
	減価償却前当期損益			

6. 役職員の状況

役員数(うち市出向者・退職者)	役員平均年齢	役員平均年収(千円)

職員数(うち市出向者・退職者)	職員平均年齢	職員平均年収(千円)

7. 第三セクターへの関与の状況

(1) 公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
補助金(助成金)				
利子補給金				
税の減免額				
その他()				
小計				—
損失補償契約に伴う金利軽減額				
出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計				—
合計				—

(参考)委託料				
---------	--	--	--	--

(2) 公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
損失補償契約に係る債務残高				
貸付金残高				
出資金				
合計				

8. 市による監査結果

--

9. 診断結果

自己診断	予備的診断
A: 経営上の問題はないが、「いいえ」の項目について改善努力を行う。 B: 管理者のマネジメント機能を強化し、組織的に経営改善について検討を要す。 C: 抜本的な執行体制の見直しを行い、各項目の要因分析を実施し、早急に経営改善に取り組むこと。	A: 経営努力を行いつつ事業は継続 B: 事業内容の大幅見直し等による経営改善が必要 C: 経営状況が深刻で、このまま継続することがかえって負担が増大する可能性が大きく、経営の観点から早急に事業及び団体そのものの統廃合も含め検討が必要

10. その他の特記事項

--

添付書類 ①貸借対照表 ②損益計算書